

◆ 第2章 計画策定の背景

1 社会情勢の変化とスポーツとの関係

今日、人々のライフスタイルは、日々大きく変化しています。利便性の向上、情報化社会の進展などにより便利で快適な生活ができるようになりました。一方で、それらは運動不足やストレスの増加につながり、人々の健康を脅かすなど、多くの課題を抱えています。これらの課題について、スポーツが果たす役割や意義はますます大きくなっています。

【子どもの体力の向上】

文部科学省が行っている「体力・運動能力調査^{*}」によると、子どもの体力・運動能力は、親の世代と比べて低いことが報告されています。体力の低下の原因としては、少子化により子どもの人数の減少（兄弟や仲間の減少）、身近な空き地などの遊び場の減少（場所の減少）、塾や習い事へ通う子どもの増加（自由時間の減少）など挙げられます。

子どもの頃にスポーツをする習慣を身に付けることは、大人になってもスポーツに親しむことにつながります。また、スポーツに親しむことは、体力の向上だけでなく、精神面の成長やコミュニケーション能力など、多くのことを身に付けることができる機会でもあります。

※平成23年度体力・運動能力調査結果では、体力水準が高かった昭和60年頃と比較すると、握力及び走、跳、投能力にかかる項目は、中学生男子の50m走、ハンドボール投げを除き依然低い水準になっています。

【健康づくり】

昨今、健康をテーマにしたテレビ番組や雑誌などを目にするのが多くなり、健康に対する関心の高さがうかがえます。私たちが生涯にわたり心身の健康を保持増進していくうえで、適度な運動、適切な栄養の摂取、十分な睡眠など、いわゆる生活習慣のように直接的に因果関係のあるものから、豊かな自然や芸術文化の鑑賞など生活の質（QOL）を高める間接的な関係のあるものまで、様々な要因が関係します。健康に関する正しい知識・理解を持つとともに、健康にとって必要なことを実践していくことを習慣付けることが大切です。

今後、情報技術の高度化などにより、私たちの生活の利便性が向上する反面、身体運動の機会が益々減少していくことが予想されます。そのため、生活習慣病の予防やストレス解消といった面からも、スポーツの重要性は高まっています。

【高齢者の生きがいづくり】

総務省が行った平成23年社会生活基本調査では、休養等自由時間活動の時間が60歳以上では他の年代に比べ顕著に多くなっており、高齢世代では仕事や子育てを終えてセカンドライフに充てる時間が増加していることを表しています。

高齢社会を迎え、こうした余暇時間をいかに有効に活用するかが、生きがいづくりの観点から重要になっています。とりわけ、スポーツはその活動を通じて健康の維持・増進に寄与するばかりでなく、地域における仲間づくりといった効果も期待できます。

【障害者スポーツの推進】

スポーツ基本法では、全ての人々にスポーツ権を認め、同法第2条の基本理念に「障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」と明記されており、障害者スポーツの推進が、国のスポーツ振興の重要な政策のひとつとして位置付けられました。

一方、東京都が平成23年に実施した「障害のある人のスポーツ・運動に関する実態調査」では、スポーツや運動を行う目的として、健康の維持・増進が70.7%、楽しみや余暇活動が54.0%、運動不足を感じるからが43.4%となっており、これらは障害の無い方と差異はありません。他に友達や家族、仲間との交流やリハビリテーションといった、従来から障害者スポーツの意義とされてきた項目もありますが、生活の質的向上が動機の上位に挙げられていることから、障害者スポーツの推進により多面的な効果が期待できます。

【地域コミュニティの再生】

昨今、地域コミュニティの希薄化が指摘されていますが、平成19年国民生活白書（内閣府）によれば、深い近隣関係を望まない人が増えていること、就業者のサラリーマン化の進展、労働時間の増加、そして単身世帯の増加が要因として挙げられています。

そのような中、民間の調査でスポーツの実施頻度と地域活動への参加意向には相関性があるとの調査結果（「ライフスタイル・イノベーション調査」2007年 博報堂）が出ており、スポーツを通じた交流は、子どもや高齢者の見守りといった地域の安全・安心の実現など、地域コミュニティの再生につながるものとして期待されます。

【スポーツによる社会貢献】

スポーツには、人に勇気や希望を与え、人々を結びつける力があります。東日本大震災後、数多くのスポーツ・チームやアスリートが被災地を訪れ、スポーツを通じた被災地支援が行われ、スポーツの持つ大きな力を再認識することができました。また、企業のCSR（企業の社会的責任）活動の一環としてスポーツを通じた次世代育成事業といった事例も増えており、スポーツを通じた社会貢献は、日本中の様々な場所で、様々な形で行われています。

2 国や都の動向

【スポーツ基本法】

昭和36年にスポーツ振興法が制定されて以来、国や地方自治体は、様々なスポーツ振興施策を実施してきました。

同法の制定から50年が経過し、スポーツは広く国民に浸透し、スポーツを行う目的が多様化するとともに、地域におけるスポーツクラブの成長やプロスポーツの発展、民間フィットネスクラブの拡大による機会の増加、スポーツによる国際交流や地域貢献の活発化など、スポーツを巡る状況は大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、スポーツ推進のための基本的な法律として、平成23年8月に「スポーツ基本法」が施行されました。スポーツ基本法では、国はスポーツ基本計画を定めなければならないこととされ、また、都道府県及び市町村においても地域の実情に則したスポーツ推進計画を定めるよう努めるものとする規定されており、法の理念の実現のため、相互に連携を図りながらスポーツ施策を推進することとされています。

【スポーツ基本計画】

「スポーツ基本法」第9条の規定に基づき、スポーツの推進に関する基本的な計画として、平成24年3月に策定されました。

今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針	<ul style="list-style-type: none">①子どものスポーツ機会の充実②ライフステージに応じたスポーツ活動の推進③住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備④国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備⑤オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進⑥スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上⑦スポーツ界の好循環の創出
今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策	<ul style="list-style-type: none">①学校と地域における子どものスポーツ機会の充実②若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等のライフステージに応じたスポーツ活動の推進③住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備④国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備⑤オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進⑥ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上⑦スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

【東京都スポーツ推進計画】

東京都は、2013（平成25）年から2020（平成32）年に向けたスポーツ推進のための新たな指針として「東京都スポーツ推進計画」を策定しました。

基本理念	「スポーツの力を すべての人に」 誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しみ、スポーツの力で人と都市が活性化する「スポーツ都市東京」の実現を目指す。
数値目標	スポーツ実施率※を世界トップレベルの70%に
5つの戦略と主な取り組み	<ol style="list-style-type: none"> ①スポーツに触れて楽しむ機会の創出 東京マラソンの開催、トップアスリートの競技を観戦しスポーツの興奮や感動を共有できる機会を提供、スポーツボランティアの活動の場の提供やリーダーの育成 ②スポーツをしたくなるまちづくり SNSを活用しスポーツ情報を積極的に発信、障害者スポーツの場の開拓、地域スポーツクラブの支援 ③ライフステージに応じたスポーツ活動の支援 有明の森スポーツフェスタの開催、高齢者を対象とするスポーツ競技会への支援、「TOKYO体操」の普及 ④世界を目指すアスリートの育成 中学生を対象とした高校からでもトップを目指せる競技において集中的に育成強化、国立スポーツ科学センターとの連携 ⑤国際交流、観光、都市づくり政策等との連動 国際スポーツ大会の誘致など国際交流機会の拡充、スポーツクラスター※の整備

※スポーツ実施率…週1回以上スポーツを実施する成人の割合

※スポーツクラスター…大規模スポーツ施設を中心としたさまざまな施設の集積

【東京都障害者スポーツ振興計画】

東京都は2012（平成24）年に、障害者スポーツ振興の方向性や方策等を明らかにした「東京都障害者スポーツ振興計画」を策定しました。

基本的考え方	「スポーツ・フォア・オール」 障害のある人もない人も、だれもがスポーツに親しむ「スポーツ都市東京」を目指す。
振興の方策と具体的な取り組みの例	<ol style="list-style-type: none"> ①障害のある人への障害者スポーツの情報発信と相談機能の強化 障害者スポーツ専門ポータルサイト「TOKYO 障スポ・ナビ」の開設、社会福祉施設等への情報提供や体験教室等の開催 ②障害者スポーツの理解促進・普及啓発 障害者スポーツ事例集「障スポ・プロデュースマニュアル」の作成、アスリートの学校派遣「一日校長先生」、パラリンピアン出前授業、スポーツ雑誌等での障害者スポーツの発信、都民体育大会と東京都障害者スポーツ大会の合同開会式 ③障害者スポーツの場の開拓・整備 地域開拓推進員により障害者スポーツ教室等の場を開拓、地域スポーツクラブへの障害者の参加促進 ④障害者スポーツを支える人材の育成・確保 障害者スポーツセミナーの実施、障害者スポーツ指導員資格取得の促進、スポーツ推進委員と障害者スポーツ指導員による事例検討会の実施 ⑤障害者スポーツ競技団体の組織力や競技力向上のための体制整備 強化練習会を新規開催し、障害のあるアスリートの育成基盤を強化

3 これまでの市の動向

本市はこれまで、八王子市スポーツ振興基本計画（平成16～25年度、以下「旧計画」という。）に基づき、市民のスポーツ・レクリエーションへの参加機会の拡充を目指し、「スポーツ施設の整備」、「スポーツ活動の推進」、「総合型地域スポーツクラブ※（以下「総合型クラブ」という。）の展開」を中心に取り組みを行ってきました。ハード面では戸吹スポーツ公園の整備、総合体育館の整備等を行うとともに、ソフト面では市民体育大会や各種イベントの開催など、市民がスポーツを行う環境を整えてきました。また、総合型クラブは都内随一となる19団体が設立され、市民のスポーツ参加機会の拡充を図るなど一定の成果を納めてきました。

今後は、旧計画の期間中、大きく変化してきた社会・経済環境に対応した、新たな視点のスポーツ推進施策が求められます。

図表2-1 旧計画の主な成果と課題

目標	主な施策	主な事業等
施設・空間の環境づくり	既存施設の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度の導入（上柚木公園陸上競技場、戸吹スポーツ公園、甲の原体育館） 既存施設の老朽化対応（上柚木公園陸上競技場・市民球場のリニューアル等）
	新たな空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> 戸吹スポーツ公園を開設（平成23年） 総合体育館及び狭間スポーツ広場の開設（平成26年10月）
参加・活動のシステムづくり	プログラムの充実	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ施設の利用者は、毎年増加傾向 スポーツイベントやスポーツ教室等は、単発的・定型的な開催に偏り、広く市民の継続的なスポーツ活動への展開が不十分 競技団体の高齢化による担い手不足
協働・支援の体制づくり	国体開催に向けての協働体制づくりと連携	<ul style="list-style-type: none"> 正式・公開競技6競技のほか、デモンストレーションとしてのスポーツ行事6種目を開催 国体を契機に生涯スポーツの振興を図るとともに、八王子の魅力を全国に発信するため、市民各界各層からなる実行委員会を設置し、国体開催計画を推進
	人づくりにおけるバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> スポ・レク関係団体と連携し、各種大会を開催（市民体育大会、市民スポレク大会等） 年間を通し、多数のスポ・レク大会を支援（後援名義等） 今後は、市の主催事業をスポーツ団体が主体的に運営していけるよう支援
総合型地域スポーツクラブの展開	クラブの設立・運営支援	<ul style="list-style-type: none"> これまでに、地域住民が主体となって運営する「総合型クラブ」の育成・支援を行った。市内に19の総合型クラブが設立されたが、各クラブの活動状況は様々で、クラブを通じた地域スポーツの発展は十分とは言えない。

※総合型地域スポーツクラブ…人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、①子どもから高齢者まで（多世代）、②様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、③初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいいます。